

## 木材利用をめぐる現状と課題

### 森林

- ・50年生以上の利用可能な人工林資源が増加
- ・再造林等の植林が進まず、幼齢林の少ない偏った樹齢構成

### 林業

- ・木材価格の低迷による採算性の悪化
- ・育てる林業から使う林業への転換
- ・林内路網及び高性能林業機械等による低コスト作業システムの普及促進

### 木材産業

- ・小規模な製材工場が多く、乾燥など高品質な製材品の加工体制が未整備
- ・需要に応えられる品質性能の明確な製材品の安定供給体制の整備が課題

### 建築物の木造化

- ・木材の需要全体に占める建築用材の割合が高く、公共建築物の木造率を高めることが効果大  
《木造率》建築物全体：36.1% 公共建築物：7.5%  
(H20 建築着工統計)
- ・一般住宅向けの汎用規格の木材を多用することにより、公共建築物のコストの抑制が可能

## 国の動き

### 森林・林業再生プラン (H21. 12月)

《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》  
国産材の加工・流通構造の改革

国産材住宅の推進	公共建築物等における木材利用の促進	バイオマス利用の促進	新規需要の開拓
----------	-------------------	------------	---------

### コンクリート社会から木の社会へ

<木材自給率24%→50%以上 (2020年)・低炭素社会の実現

### 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (H22. 10月施行)

林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

- ・公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を策定
- ・公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備
- ・木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施

### 同法第7条に基づく国の基本方針 (H22. 10. 4公表)

- ・公共建築物については可能な限り木造化、木質化を推進
- ・低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- ・木造化が困難な場合でも、内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進

## 基本方針

### 策定の趣旨

県は、公共建築物における県産木材の利用に努め、市町村や民間企業等が国の方針に即した主体的な取り組みを実施するように促すなど、木材の需要拡大を図るための効果的な施策を推進するため、基本方針を定める。

### 県基本方針の骨子

#### 1 木材利用促進のための施策に関する基本的事項

- 県は、自ら率先して、県産木材の利用のより効果的な促進に努めるとともに、市町村と連携して、県産木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努める。
- 県産認証材「やまがたの木」や100%県産木材で製作した「やまがた県産材合板」を積極的に使用する。
- 林業従事者や木材製造業者等の関係者は、ニーズに応じた高品質で安価な県産木材の供給に努める。
- 県産木材の供給及び利用と、森林の適正な整備の両立を図る。

#### 2 県が整備する公共建築物の木材利用の目標

- 低層の公共建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下で延面積3,000㎡以下)は、原則としてすべて木造化を図る。
- 高層・低層に関わらず、内装等の木質化、公共土木工事用資材、備品や消耗品への木材の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入に努める。

#### 3 県産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の円滑な供給体制の整備に取り組む。
- 強度や耐火性に優れた品質・性能の高い木質部材の研究・開発等に取り組む。

#### 4 その他必要な事項

- 県は、庁内に設置した「公共施設等県産木材利用拡大推進会議」において、「県産木材利用拡大山形県率先行動計画」の着実な実施について協議・取り決めを行う。
- 県は、木造化及び木質化の具体的な計画について踏み込んだ検討を行うとともに、木質バイオマスを燃料とする機器の導入を積極的に検討する。
- 木造化・木質化の計画・実績を定期的にホームページで公表する。

## 連携

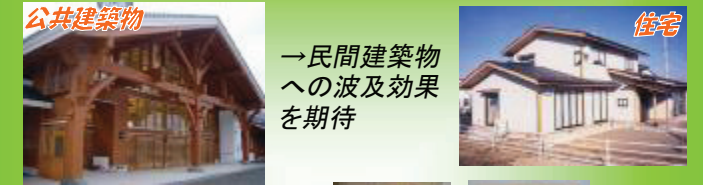
## 市町村方針の策定

## 県産木材の生産・流通・加工体制整備



## 県産木材の利用の促進

### 1 公共建築物の木造化・木質化促進



### 2 木質バイオマスの製品利用の促進



### 3 木質バイオマスのエネルギー利用の促進



- ◇ 森林の多面的機能の発揮
- ◇ 地球温暖化の防止
- ◇ 林業の持続的かつ健全な発展
- ◇ 循環型社会の形成